

労働安全衛生法に基づく定期健康診断（事業者健診）を協会けんぽに提供することに関する根拠法令

※第三者提供についての例外事項

◎ 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）（抄）

（第三者提供の制限）

第 23 条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一 法令に基づく場合

二～四 （略）

※事業者健診の結果データの依頼および提供についての根拠法令

◎ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）（抄）

（特定健康診査等に関する記録の提供）

第 27 条 保険者は、加入者の資格を取得した者がいるときは、当該加入者が加入していた他の保険者に対し、当該他の保険者が保存している当該加入者に係る特定健康診査又は特定保健指導に関する記録の写しを提供するよう求めることができる。

2 保険者は、加入者を使用している事業者等又は使用していた事業者等に対し、厚生労働省令で定めるところにより、労働安全衛生法その他の法令に基づき当該事業者等が保存している当該加入者に係る健康診断に関する記録の写しを提供するよう求めることができる。

3 前二項の規定により、特定健康診査若しくは特定保健指導に関する記録又は健康診断に関する記録の写しの提供を求められた他の保険者又は事業者等は、厚生労働省令で定めるところにより、当該記録の写しを提供しなければならない。